

平成29年4月24日	資料4
第29回保険者による 健診・保健指導等に関する検討会	

後期高齢者医療における保険者インセンティブ (前倒し(平成28年度分))について

厚生労働省 保険局 高齢者医療課

後期高齢者医療における保険者インセンティブ

1. 趣旨・仕組み

- 後期高齢者医療制度において、その運営主体である後期高齢者医療広域連合による予防・健康づくりや医療費適正化の事業実施が全国規模で展開されることを目的として、広域連合の取組を支援するための仕組みを構築する。
- 評価指標に基づき広域連合の取組を評価し、平成28年度から交付する特別調整交付金に反映する。交付額については、保健事業の充実を目的とし、20億円の予算を確保する。
- なお、まずは、取組の実施そのものを評価する指標に基づくが、今後、他制度を含めた保険者インセンティブの取組状況等を踏まえ、評価指標や評価方法等を更に検討する。

2. 評価指標の候補

保険者共通の指標

指標①・② ※後期では(特定)健診は義務ではない。

- 健康診査や歯科健診の実施
- 健診結果を活用した取組(受診勧奨・訪問指導等)の実施

指標③

- 重症化予防の取組の実施状況

指標④

- 被保険者の主体的な健康づくりに対する保険者の働きかけの実施

指標⑤

- 重複・頻回受診、重複投薬者等への保健師、薬剤師等による訪問指導の実施

指標⑥

- 後発医薬品の使用割合
- 後発医薬品の促進の取組

固有の指標

指標①

- データヘルス計画の策定状況

指標②

- 高齢者の特性(フレイルなど)を踏まえた保健事業の実施状況

指標③

- 専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制整備

指標④

- 医療費通知の取組の実施状況

指標⑤

- 後期高齢者医療の視点からの地域包括ケア推進の取組
- 国民健康保険等と連携した保健事業の実施状況

指標⑥

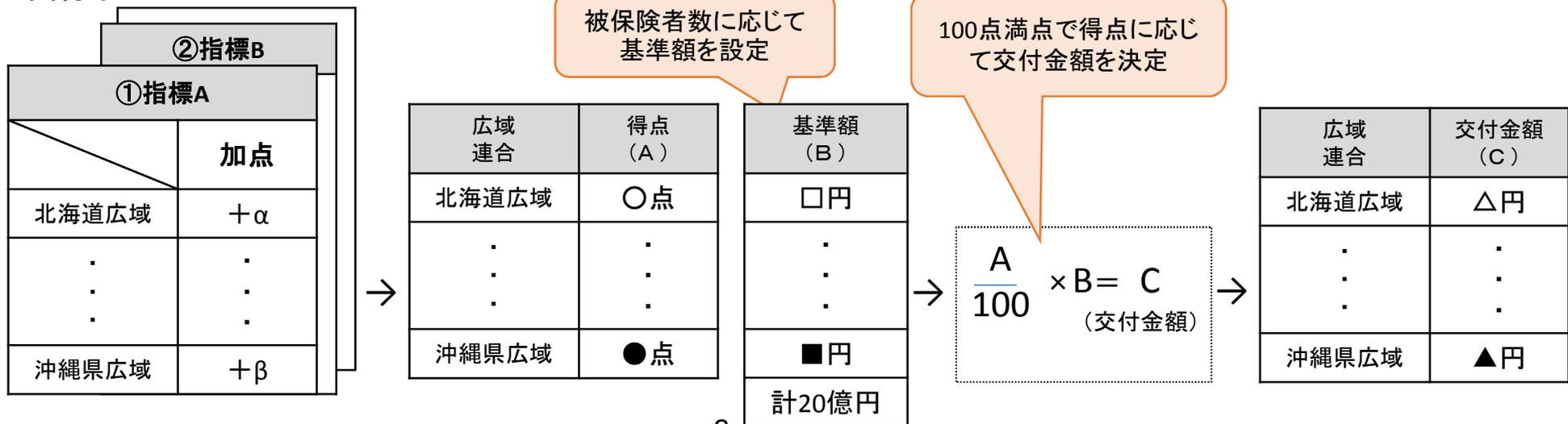
- 第三者求償の取組状況

後期高齢者医療における保険者インセンティブの配点及び交付イメージ

○ 配点について(100点満点)

加点	項目
各15点	重症化予防の取組(共通③)、 高齢者の特性(フレイルなど)を踏まえた保健事業の実施(固有②)
各10点	健康診査や歯科健診の実施(共通①・②) 被保険者の主体的な健康づくりに対する働きかけ(共通④)
各8点	重複・頻回受診、重複投薬者等への保健師、薬剤師等による訪問指導(共通⑤)、 専門職の配置等の体制整備(固有③)
各5点	後発医薬品の使用割合(共通⑥)、データヘルス計画の策定(固有①)、 医療費通知の取組(固有④)、第三者求償の取組(固有⑥)
各2点	後発医薬品の促進の取組(共通⑥)、地域包括ケアの推進(固有⑤)

○ 交付イメージ



後期高齢者医療における保険者インセンティブにおける評価指標①

No.	指標	加点
<p>共通 1・2-i</p>	<p>(1) 健康診査の実施及び健診結果を活用した受診勧奨等の取組の実施（平成27年度の実績を評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広域連合で実施されているか。 ② 健診実施者数のうち健診結果を活用した取組が実施された人数の割合が5割を超えているか。 ③ 健診結果を活用した取組が実施された対象者の属する市町村数の管内市町村数に対する割合が5割を超えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4点 ② 3点 ③ 3点 <p>(計10点)</p>
<p>共通 1・2-ii</p>	<p>(2) 歯科健康診査の実施及び健診結果を活用した受診勧奨等の取組の実施（平成27年度の実績を評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広域連合で実施されているか。 ② 健診実施者数のうち健診結果を活用した取組が実施された人数の割合が5割を超えているか。 ③ 健診結果を活用した取組が実施された対象者の属する市町村数の管内市町村数に対する割合が5割を超えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4点 ② 3点 ③ 3点 <p>(計10点)</p>
<p>共通 3</p>	<p>重症化予防の取組の実施状況（平成28年度の実施状況を評価）</p> <p>以下の(1)～(4)の基準を全て満たす生活習慣病等の重症化予防の取組を実施している場合に①～④に基づき加点を行う。ただし、糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合は(1)～(5)の基準を全て満たす場合のみ加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象者の抽出基準が明確であること (2) かかりつけ医と連携した取組であること (3) 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること (4) 事業の評価を実施すること (5) 取組の実施にあたり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること <ul style="list-style-type: none"> ① 広域連合で実施されているか。 ② 抽出基準に沿った対象者のうち、3割を超える対象者に実施されているか。 ③ 取組を実施した対象者の属する市町村数が複数あるか。 ④ 糖尿病性腎症重症化予防プログラムを満たす取組を行っているか。 <p>※ 取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する。</p> <p>※ 評価対象とする疾患は、糖尿病性腎症、循環器疾患、筋骨格系疾患、その他の生活習慣病とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 4点 ② 2点 ③ 1点 ④ 1点 <p>※疾患ごとに 加点可能 (最大15点)</p>

後期高齢者医療における保険者インセンティブにおける評価指標②

No.	指標	加点
共通 4	<p>被保険者の主体的な健康づくりに対する広域連合による働きかけの実施（平成28年度の実施状況を評価）</p> <p>① 広域連合で実施されているか。 ② 抽出基準に沿った対象者のうち、5割を超える対象者に実施されているか。 ③ 取組が実施された対象者の属する市町村数の管内市町村数に対する割合が5割を超えているか。</p>	<p>① 4点 ② 3点 ③ 3点 （計10点）</p>
共通 5	<p>被保険者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況（平成27年度の実績を評価）</p> <p>① 広域連合で実施されているか。 ② 抽出基準に沿った対象者のうち、3割を超える対象者に実施されているか。 ③ 取組を実施した対象者の属する市町村数が複数あるか。 ④ 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携して事業を実施しているか。</p>	<p>① 4点 ② 2点 ③ 1点 ④ 1点 （計8点）</p>
共通 6-i	<p>後発医薬品の使用割合（平成27年度の実績を評価）</p> <p>① 当該広域連合における後発医薬品の使用割合が我が国の目標値（平成27年度においては60%）を達成しているか。 ア 60%以上65%未満 イ 65%以上70%未満 ウ 70%以上75%未満 エ 75%以上80%未満 オ 80%以上</p> <p>② 平成26年度と比較し、使用割合がどれくらい向上しているか。 ア 前年比10%以上向上 イ 前年比20%以上向上</p>	<p>合計最大5点</p> <p>①について ア 1点 イ 2点 ウ 3点 エ 4点 オ 5点</p> <p>②について ア 1点 イ 2点</p>
共通 6-ii	<p>後発医薬品の使用促進（平成27年度の実績を評価）</p> <p>① 差額通知などの取組により一定以上の効果が出ているか。 ② 差額通知や後発医薬品希望シール・カードなどの後発医薬品の使用促進に関する取組を実施しているか。 ※ ①、②の両方を満たす取組を実施している場合に加点を行う。</p>	<p>2点</p>

後期高齢者医療における保険者インセンティブにおける評価指標③

No.	指標	加点
固有 1	<p>データヘルス計画の策定状況（平成28年度の実施状況を評価）</p> <p>○ データヘルス計画を策定し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施しているか。</p>	5点
固有 2	<p>高齢者の特性（フレイルなど）を踏まえた保健事業の実施状況（平成28年度の実施状況を評価）</p> <p>① 広域連合で実施がされているか。</p> <p>② 抽出基準に沿った対象者のうち、3割を超える対象者に実施されているか。</p> <p>③ 取組を実施した対象者の属する市町村数が複数あるか。</p> <p>④ 事業を円滑に実施するため、相談・指導等を行う専門職や関係の行政職員、福祉、医療関係者等に対し、研修事業を実施しているか。</p> <p>※ 評価対象とする分野は、栄養に関する相談・指導等、口腔に関する相談・指導等、服薬に関する相談・指導等とする。</p>	<p>① 4点</p> <p>② 2点</p> <p>③ 1点</p> <p>④ 1点</p> <p>※分野ごとに 加点可能</p> <p>(最大15点)</p>
固有 3	<p>専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制整備（平成28年度の実施状況を評価）</p> <p>① 専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制を整備している</p> <p>② ①については実施していないが、大学や研究機関などとの連携、職員に対する研修などその他の体制整備を行っている</p>	<p>① 8点</p> <p>(② 3点)</p>

後期高齢者医療における保険者インセンティブにおける評価指標④

No.	指標	加点
固有 4	<p>医療費通知の取組の実施状況（平成27年度の実施状況を評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療費の額を表示しているか。 ② 受診年月を表示しているか。 ③ 1年分の医療費を漏れなく送付しているか。（送付の回数は問わない） ④ 医療機関名を表示しているか。 ⑤ 入院・通院・歯科・薬局の別及び日数を表示しているか。 ⑥ 柔道整復療養費の額を表示しているか。 <p>※ ①～⑥の要件を全て満たす取組を実施している場合に加点を行う。</p>	5点
固有 5	<p>地域包括ケアの推進（在宅医療・介護の連携等）（平成28年度の実施状況を評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県や市町村、医療や介護サービスの提供者等の関係機関と連携し、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に資する取組など地域包括ケアの推進に関する取組を行っているか。 ② 国民健康保険等と連携した保健事業を実施しているか。 <p>※ ①、②の両方を満たす取組を実施している場合に加点を行う。</p>	2点
固有 6	<p>第三者求償の取組状況（平成28年度の実施状況を評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第三者行為によって生じた保険給付の疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者に確認作業を行っているか。 ② 第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団法人日本損害保険協会等と第三者行為による傷病届の提出に関する覚書を締結し、連携した対応を実施しているか。 ③ 第三者求償事務に係る評価指標について、数値目標を設定しているか（「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27年12月14日保高発1214第1号））。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 1点 ② 2点 ③ 2点 <p>（計5点）</p>